

公告

「06 整備第 1724002-001 号 材料試験センター移転新築工事設計委託」について、次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和 6 年 10 月 4 日

収支等命令者 佐賀県 県土整備部 建築住宅課
施設整備室長 吉田 英紀

1 業務委託の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 発注機関名 | 佐賀県県土整備部建築住宅課 |
| (2) 業務名 | 06 整備第 1724002-001 号
材料試験センター移転新築工事設計委託 |
| (3) 業務場所 | 佐賀市 |
| (4) 業務内容 | 別紙現場説明書及び特記仕様書のとおり |
| (5) 履行期間 | 契約締結日から令和 7 年 6 月 27 日（金）まで |

2 入札参加に必要な要件

入札に参加する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(申請者の要件)

- (1) 佐賀県内に本店を有する建設関連業者（単独）であること。
- (2) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和 28 年佐賀県規則第 21 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき「建築士事務所」の入札参加資格の決定（公告日時点）を受けていること。
- (3) 1 棟の延べ面積が 500 m²以上の建築物で、新築、増築、改築工事の設計業務（民間工事を含む。）について、平成 21 年 4 月 1 日から公告日までの間に元請けとして完了した実績を有すること。
(増改築の場合は、増改築部分の延べ面積が 500 m²以上のものに限る。)
(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。)
※延べ面積は建築基準法による。
- (4) 建築士法(昭和 25 年法第 202 号)第 23 条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (5) 一級建築士が 3 人以上（公告日における所属建築士）勤務していること。

(技術者の要件)

- (1) 管理技術者（設計業務の責任者）は、当該一級建築士事務所に勤務している（常勤でかつ3か月以上の雇用がある）一級建築士であること。
- (2) 前記申請者の要件（3）に掲げる同種業務の経験を有する技術者を管理技術者として配置できること。

(その他入札参加資格等に関する事項)

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (3) 入札参加資格確認申請書提出期限日の6か月前から現在までの間に、金融機関等において手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (4) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 本業務の他の入札参加資格確認申請者と、資本又は人事面において強い関連がある者（※1）でないこと。
- (6) 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等（※2）でないこと。

(用語の定義)

※1 「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第4条第2項及び第4項に該当する者（会社）。

イ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他の会社の役員を現に兼ねている会社。

1) 株式会社の取締役。ただし、次のaからdに掲げる者を除く。

a 会社法（平成17年法律第86号）第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等である取締役

b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者
- ウ 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社。

※2 「佐賀県暴力団排除条例（平成 23 年佐賀県条例第 28 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- イ 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ク 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
- ケ イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

3 提出資料

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）
- (2) 書面提出一覧表（別紙 1-2）
- (3) 同種業務の実績調書（別紙 2）及び実績を証する書類
- (4) 配置予定技術者調書（別紙 3）及び資格等を証する書類
- (5) 所属一級建築士名簿（別紙 4）及び資格等を証する書類

4 提出資料の受付期間等

以下の期間、以下の受付場所に郵送（書留などの配達記録が残る方法によること。）もしくは持参すること。なお、提出資料に不備があった場合、受付締切日時までに到達しなかった場合は、資格審査の際、「入札参加資格無し」となるので注意すること。

<受付期間>

令和6年10月7日（月）から令和6年10月15日（火）（県の休日を除く。）の
9時00分から17時00分まで

なお、郵送による場合も、上記の日時までに以下の受付場所に必着とする。

<受付場所>

佐賀県 県土整備部 建築住宅課 施設整備室 施設計画担当
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
TEL 0952-25-7166

5 入札参加資格の確認

提出資料の締切後に実施する資格審査により入札参加資格を確認し、令和6年10月18日（金）までに通知する。

本業務の入札に参加できる者は、入札参加資格確認通知書で入札参加資格有りの通知を受けた者に限る。

入札参加資格が無いと通知された場合、通知をした日から5日（休日を含まない。）以内に書面（様式は任意）により、入札参加資格が無いと認めた理由について説明を求めることができる。

6 入札及び開札に関する事項

(1) 入札書の提出期限及び提出場所

- ア 日時 令和6年10月24日（木）17時00分必着
- イ 場所 佐賀県 県土整備部 建築住宅課 施設整備室 施設計画担当
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
- ウ 入札方法 郵送または持参
佐賀県建設工事等入札心得（紙入札用）1.(3)によること

(2) 開札の日時及び場所

- ア 日時 令和6年10月25日（金）10時00分
- イ 場所 佐賀県 県土整備部 建築住宅課

7 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で「佐賀県建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理要領4-(1)-③」の規定による最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を定める。

8 入札質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付本業務に関する質問は、文書（様式任意）により行うものとし、電子メールにより受け付ける。この際、受付担当まで電話にてメールの到着の確認をすること。

なお、電子メールの標題に「材料試験センター入札質問」と明記し、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び電子メールアドレスを併記するものとする。

<質問の受付担当>

佐賀県 県土整備部 建築住宅課 施設整備室 施設計画担当

TEL 0952-25-7166

E-Mail kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp

<質問の受付期間>

令和6年10月7日（月）から令和6年10月16日（水）の15時00分まで

- (2) 質問に対する回答は、令和6年10月18日（金）までに、質問のあった者に対しては直接電子メールで回答し、同時に佐賀県庁ホームページ上で閲覧に供する。

9 その他

- (1) 入札保証金佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除する。
- (2) 契約保証金納付すること。ただし、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上とする。
- (3) 前金払有（契約金額の30%以内）
- (4) 部分払有
- (5) 入札書を提出する前に、入札を辞退することとした場合は、郵送又は電子メールその他の方法により辞退届（様式任意）を提出すること。

※入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加に不利益な扱いを受けることはない。

- (6) 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を取りやめることがある。なお、落札決定後においても、公正な入札が確保されなかったと認められるときは、落札決定を取り消すことがある。
- (7) 本業務の入札に際しては、「佐賀県建設工事等入札心得（紙入札用）」を必ず確認すること。

10 問い合わせ先

佐賀県 県土整備部 建築住宅課 施設整備室 施設計画担当

TEL 0952-25-7166

E-Mail kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp